

インターネット・アカデミー受講約款（契約書面）

契約にあたり下記内容をよくご確認ください。

第1条 総則

インターネット・アカデミー（以下、「本校」という。）は、インターネット・アカデミー株式会社がコンピューターによる視聴覚表現の技術習得と研鑽のため、所定の科目を開設（以下、「講座」という。）し、関連する機器、施設を利用した技術指導サービスを提供する私塾です。本校から受講を許可された方および本校施設を利用する方（以下、「受講生」という。）は、本約款の記載事項を理解した上、これを遵守することに同意しなければなりません。尚、本約款は、受講希望者に対し、受講申込書とともに受講案内書類のひとつとして交付されます。

第2条 契約の成立

1. 受講希望者とインターネット・アカデミー株式会社との受講契約は、受講希望者が本校の受講申込書に所定の事項を記入の上、本校に対して、その受講を申し込み、本校がこれを受諾し、受講申込書を受領したときに、成立します。
2. 前項の要件を満たした者は、それと同時に、本校により定められた範囲以内で、受講期間終了までの講座を受ける権利を得るものとします。
3. 受講期間終了後は、本校により指定されたサービスを定められた方法によって利用して、自己研鑽することができます。しかし、これは受講生に対する本校の義務以外のサービスであり、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、その他、サービスに関連して発生した利用者の損害について、理由を問わず、一切責任を負いません。

第3条 本校の受講者に必要な条件

本校受講希望者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 受講生個人の技術習得と研鑽を目的として、本校が提供する講座を受講すること。
- (2) 本校の授業は、特に指定された講座以外は、日本語による授業であるので、日本語による授業を理解できること。
- (3) 受講を継続する経済的負担が可能なこと。
- (4) 写真によって本人であることを証明できる公文書あるいはそれに準ずるもの、たとえば、自動車運転免許証、パスポート、学生証、社員証等の実物を本校に提示するとともに、本校がその複写をとり、本校内に保存することに、同意すること。
- (5) 本校が求めた場合、本校の認める保証人を用意できること。
- (6) 他の受講生および本校関係者に伝染する恐れのある法的伝染病等の疾病に罹患していないこと。
- (7) 本約款の規定事項を遵守できること。

第4条 審査

1. 本校は、受講許可のための審査を行うことがあります。
2. 審査の方法については、本校の都合により、適宜、適当な方法をとるものとします。
なお、判定の基準、判定結果の理由については、いかなる場合にも、開示もしくは説明しません。

第5条 受講内容および受講方法

1. 本校は、受講生に対し、コンピューターの技術習得及び各種ライセンス取得を目指す講座を提供しています。
2. 本校は、下記授業形式、その他の方法による受講形態を採用しています。
 - (1) ライブ授業とは、講師が特定の時間に受講生に対して行う授業をいいます。対面か、配信かは問いません。
 - (2) オンデマンド授業とは、ビデオ形式の講義を視聴する授業をいいます。
 - (3) マンツーマン授業とは、講師が受講生の予約した時間に学習指導を行うものをいいます。
3. マンツーマン授業は、コース・講座を構成する授業について、受講生が4授業を履修する都度、特典として、1回利用することができる授業です。したがって、マンツーマン授業は、申込コースや講座を構成するライブ授業・オンデマンド授業の受講とは関係することではなく、マンツーマン授業の利用の有無が給付金申請などの受講の修了条件に影響することはありません。なお、希望者は、前記特典の付与とは別に、個別にマンツーマン授業の利用を申し込むことが出来るものとしますが、その場合、申込者は、その利用の都度、別途、本校の定める利用料を支払うものとします。また、この場合においても、本項2文が適用されます。

第6条 受講講座数・受講期間について

1. 受講生には、受講証を貸与します。
2. 受講講座数は、本校サーバ内ないし本校が利用するクラウドサービス内に記録された受講データを唯一のものとし、ただし、やむを得ない事情がある場合には、受講講座数の算出を本校の判断において実施させていただき、その結果を本校から受講生に通知するものとします。
3. 受講講座数は、第11条および第12条に定める中途解約の際のご返金額算出の基準になるものです。
4. 受講期間は、受講契約成立後、本校が定める所定の入学手続きを終え、当校の施設を利用した日（受講開始日）を始期とします。
5. 受講可能期間は、下記のとおりとします。お申し込みの講座・コースは、この受講期間内に終了していただくこととします。
 - (1) 割引前の税抜受講料が30万円未満の場合は、本条第4項で定めた始期から半年間
 - (2) 割引前の税抜受講料が30万円以上の場合は、本条第4項で定めた始期から1年間
6. 受講を申し込まれた講座・コースの受講開始日は、受講データとして記録されます。
7. 受講期間中は、受講を申し込まれた、コース・講座を構成するライブ授業とオンデマンド授業の受講回数には制限がありません。
8. 過去に履修し、受講期間が終了したコース・講座とは別の、新規コース・講座のお申込みをいただいたときには、新規にお申込みいただいたコース・講座を構成するライブ授業・オンデマンド授業だけでなく、受講期間が終了した、過去に履修した受講コース・講座を構成する、現時点におけるライブ授業・オンデマンド授業も受講することができます。なお、受講期間終了後の過去に履修した受講コース・講座を構成する、現時点におけるライブ授業・オンデマンド授業の受講は、本条第5項で定めた受講期間とは別のサービスとなりますので、過去に履修し、受講期間が終了したコース・講座の受講ないし受講実績には何の影響も与えないものとします。
9. 本校の受講生に対する講座の提供に関するすべての義務は、下記のいずれかの場合に終了します。
 - (1) 所定の受講期間を終了した場合
 - (2) クーリングオフをした場合（第10条に規定）
 - (3) 中途解約をした場合（第11条に規定）
 - (4) 退校措置になった場合（第19条に規定）

第7条 場所、日程等の変更および廃止

やむを得ない事情がある場合、本校のウェブサイト、施設内への事前の掲示あるいはその他の方法のいずれかによって予告し、受講場所、日程等を変更および廃止することがあります。

第8条 受講料の支払い時期及びその方法

受講に要する費用は、原則として、契約成立の日から受講開始日までに、以下のいずれかの方法により、お支払いいただきます。

- (1) 本校指定銀行口座への一括振込み
- (2) 本校指定のカードによる一括払い
- (3) 本校指定業者との教育ローン契約等の締結にもとづく、当該業者よりの支払い

第9条 受講料の内訳および総額・教材等の取扱い

1. 受講を申し込まれた講座・コースの受講料等の内訳及び総額は、受講申込書に記入されます。
2. 本校から提供された教材は、受講生本人のみが使用することとし、第三者への譲渡・販売・貸し出し等を禁じます。また、違法な複製・改ざん・改変等の行為は、著作権法によって禁じられています。
3. 本条第2項に違反する行為があった場合、本校は、受講生に対して、損害賠償及び教材の即時返還、並びに、原状回復を求めることができることとします。
4. 受講講座をすべて消化した場合または受講期間が終了した後であっても、本条第2項、第3項の規定は、有効とします。
5. 入学金は、入校に際してかかる、初期費用の一部に充当されます。

第10条 クーリングオフ

1. 特定商取引に関する法律により、受講期間が2ヶ月以下または支払い総額が5万円以下(税込み)の場合を除き、第2条に定める契約の成立の日より起算して8日間(土曜日、日曜日、及び、祝日を含みます。)は、書面にて解約する旨のご連絡をいただいた場合、関連商品の売買契約及び役務提供契約(受講契約)を解除(クーリングオフ)できます。なお、クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、または、威迫され、あるいは、困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリングオフができます。
2. クーリングオフの効力は、契約解除の通知書面を発信した時(郵便消印日付)に、その効力が生じます。内容証明郵便の利用が確実です。
3. この場合、お申込者は、
 - (1) 損害賠償金や違約金を支払う必要はありません。
 - (2) 本校より提供した物品(受講証、教材など)の全てを、必ず返却してください。なお、弊社規定の着払い宅配便をご利用ください。
 - (3) 期間中、既に役務の提供を受け、又は、施設を利用した場合でも、当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。
 - (4) 既に対価の一部または全部を支払われている場合は、当月末(申請日が20日を過ぎている場合は翌月末)までに、返還いたします。

第11条 中途解約

1. 受講期間が2ヶ月以下、または、支払総額が5万円以下(税込み)の場合を除き、クーリングオフ期間経過後も、受講契約有効期間中は、関連商品の売買契約も含め、将来に向かって、契約の中途解約が可能です。
2. 中途解約は、本校が定める受講期間内で、未受講講座が残っている場合に、可能です。本人確認のために、書面より申し出るものとし、本校がその書面を受理し、本校より提供した物品(受講証、教材など)全ての返還を受けた日を、解約日とします。
3. 受講生が未成年者の場合は、保護者あるいは法定代理人が解約を申し出るものとします。
4. 受講講座をすべて消化した場合や受講期間終了後は、いかなる場合であっても、解約はできません。

第12条 中途解約の場合のご返金額の計算方法

【受講開始前の契約解除の場合】

1. 事務手数料・解約料(特定商取引に関する法律を規定する「契約の締結及び履行のために通常要する費用」として、1万5千円(税込)をお支払いいただきます。
2. 一つの契約の中に複数の講座・コースがある場合、「受講開始前」とは、いずれの講座・コースの受講も始まっていない場合をさします。
3. お支払済みの金額が上記費用を超える場合は、上記費用を差し引いた残金額を返還します。また、お支払済み金額が上記費用に満たない場合は、その差額をお支払いいただきます。

【受講開始後の契約解除の場合】

1. お支払い総額から、次に該当する金額の合計を差し引いた残額を返還します。金額は、いずれも消費税を含みます。
 - (1) 受講済みの受講料(提供された役務の対価に相当する額)
 - (2) 解約によって生じる損害金として、残受講料の20%(ただし、5万円を限度とします。)
 - (3) 諸費用1万1千円(入学手続き諸費用及びコンピュータシステム登録管理料7千円、契約書類作成管理費4千円)
2. お支払済みの金額が上記を超える場合は、上記解約手数料等を控除した残額を、受講生の指定する銀行口座に振り込む方法で返還します。また、お支払済みの金額が上記に満たない場合は、その差額をお支払いいただきます。
3. 解約金返還計算にあたっての受講済み授業数は、受講申込をしたコース・講座を構成するライブ授業・オンデマンド授業のうち、受講生が1分でも履修した授業数を合計して算出するものとします。なお、特典としてのマンツーマン授業は、その未利用があったとしても、前記返還金の対象とはなりません。また、個別申込をされたマンツーマン授業は、その利用の都度、支払いが完了しており、利用済みであることから、前記返還金の対象とはなりません。
4. 教育ローンを利用して受講料をお支払いの場合、受講生は、信販会社等所定の方法で精算手続きを行うこととします。
5. 受講生は、中途解約手続きを円滑に行うため、本契約及び教育ローン等の契約、約款に関する受講生の受講内容や教育ローン等の残債額等の個人情報、本校及び教育ローン等の会社が相互に提供し、利用することに、同意するものとします。
6. 本約款により入学金、受講料、および、その他の諸費用等の返金を行った場合、受講生は、本校の講座に対する全ての権利を失うものとします。

第13条 支払停止の抗弁権

受講生が受講契約に関して信販会社の教育ローン等を利用している場合には、本校が受講生に返還すべき受講料があれば、その金額については、当該信販会社に対して、支払いを停止することができます。但し、契約金額が4万円に満たない場合、契約が受講生にとって商行為となる場合、及び、抗弁の主張が信義則に反する場合は、支払いを停止することができません。

第14条 前受金の保全措置

特にありません

第15条 受講中及び施設利用時の遵守事項

以下の行為は、禁止します。もし受講生に下記違反があった場合には、即時、校内から退去していただきます。また、受講生が本校に損害を与えた場合には、損害賠償の責を負わなければなりません。

- (1) 威嚇を含む、あらゆる暴力及び破壊行為
- (2) 危険物の校内への持ち込み
- (3) 指定場所以外での飲食、及び、喫煙
- (4) 薬物の乱用、飲酒行為及び酒気を帯びての校内への立ち入り
- (5) 他の受講生に不快感を与える行為
- (6) 校内での政治活動、宗教活動等の本校の目的以外での他の受講生、本校関係者への接触
- (7) 本校の秩序を乱したり、本校の名誉、信用を害する行為
- (8) 法定伝染病等、伝染する恐れのある疾病に罹患した場合の校内への立ち入り
- (9) ビラ、張り紙、演説等の行為
- (10) 近隣の迷惑になる本校敷地付近での喫煙、飲食、歓談、会話等
- (11) 本校の資産、設備、機材、ノウハウ、機密の持ち出し、または、第三者への漏洩、開示
- (12) 本校にことわりのない、ソフトウェアのインストール及び改ざん、ソフトウェアの違法な複製行為、並びに、故意によるシステム、ソフトウェア環境の改変
- (13) 本校にことわりのない、個人データの作成、保管、持ち込み、及び、持ち出し
- (14) 本校にことわりなく、持参した電子機器・電子媒体を本校のシステムに接続すること
- (15) 事前了解のない、校内撮影及び校内録音

第16条 受講生資格の譲渡禁止

本校の受講生の資格は、これを他に譲渡、転売、貸与、または、質入等の担保に供してはならないものとします。また、受講証を第三者に貸与することを禁止します。

第17条 休業

本校は、施設設備にやむを得ない事由が発生した等の場合、休業することがあります。但し、この場合、本校は、本校ウェブサイト、施設内のいずれかに、その旨を提示するものとします。

第18条 本校施設への立ち入り

1. 本校施設への立ち入りには、あらかじめ貸与された受講証の提示を必要とします。また、本校が必要と認めた場合には、身分証明書の提示を求めることがあります。
2. 受講証の提示があったとしても、受講生に開放されている場所以外への立ち入りは、お断りします。

第19条 退校措置

1. 受講生が次に該当する場合、退校措置をとり、以後の受講をお断りします。この場合には、受講料の返還には応じません。
 - (1) 本校の定める規則等に違反し、それに対して注意がなされたにもかかわらず、改まらない場合
 - (2) 受講生が重大な法律違反により罰せられたとき
 - (3) 受講料等、本校に支払いを要する金員を支払わないとき
 - (4) 本人が受講不能になった場合
 - (5) 受講及び利用状況を記録する媒体への記録を故意に免れた場合
 - (6) 受講料及び利用状況を記録する媒体に記録されているデータを改ざんした場合
 - (7) 受講申込書記載内容に虚偽の事実が判明した場合
2. 前項の場合でも、受講料およびその他の諸費用等に未納金がある場合には、退校となった受講生は、退校時にこれを完納するものとします。

第20条 退校措置に伴う手続

退校措置がなされた場合、受講生であった者は、本校が提供した物品（受講証、教材など）の全てを、本校に対して速やかに返還するものとします。

第21条 就職関連のサービス

本校は、受講生、あるいは、受講終了後であっても、これを必要とする方に対して、本校の都合が許す限り、就職カウンセリング、就職セミナー、各種求人票の所定場所での掲示等サービスを行っています。なお、本サービスは、本校の義務以外のサービスであり、各就職情報の内容および結果等についての責任の所在は、求人先と受講生（卒業生）にあります。

第22条 本校の責めによる休講、天災などによる休止

1. 本校の責めに帰すべき事由により、受講予定あるいはすでに進行している講座を途中で打ち切る場合、本校の指定する同受講料の講座と振り替えます。指定不可能な場合は、未受講講座数に相当する金額をお返しするものとし、これをもって、本校は、受講生に対する、その他のすべての責任を免れるものとします。
2. 本校の責めに帰すべからざる不可抗力等の事態により、講座・コースの継続が不能となった場合は、本校は、その責任を負わないものとします。

第23条 管轄の合意

本規約の条項に定めのない事項について、紛議が生じた場合、双方とも誠意を持って協議し、できる限り、円満に解決するものとします。また、本規約に関する準拠法は、日本国法とし、本規約に関する紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

第24条 その他の事項

1. この約款にない事項については、民法、その他の諸法規に基づくものとしますが、特に、下記については、明示して確認します。
 - (1) 受講生と本校関係者との個人的トラブルについては、本校は、一切関知しません
 - (2) プライバシー保護のため、受講生あるいは本校関係者、講師の個人的情報開示は、公的義務以外一切応じられません
 - (3) 本校での受講中に得た個人情報を受講生が漏洩した場合でも、本校には、一切責任のないものとします

- (4) 個人の携帯品等については、個人で管理することとし、本校には、一切責任のないものとします
 - (5) 本校則に規定された各条の内容は、必要がある場合、本校のウェブサイト、施設内のいずれかに事前に掲示する方法により、変更される場合があることを、ご了承ください
2. 第2条「契約について」第3項および第21条「就職関連のサービス」については、受講料に含まれる本校の義務以外のものであり、本校は、何らの義務を負わないものとします。
 3. 本校は、各種認定校もしくは認定講座に基づく義務を遂行するため、必要な範囲において、個々の受講生の上承を得ることなく、個人情報を実際の関係会社またはパートナー企業に提供する場合があります。

第25条 本約款の内容の確認と同意

受講申込書に記入して受講申込書を本校に提出することにより、本約款の内容を確認して同意したものとします。

第26条 改正

本約款の改正は、本校が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力は、全ての受講生に及ぶものとします。また、受講生は、本約款の改正に対して異議の申し立て、権利の主張、その他、一切の請求をしないものとします。

特定商取引に関する法律第42条に規定されている「契約締結時の交付書面」とは、本校の場合、受講申込書および本約款をさすものとします。